

平成21年 6月12日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18720172
 研究課題名（和文）日本近世における内水面利用の実態、およびその編成秩序の史的特質解明
 研究課題名（英文）Research on use and control of the Lake Biwa during Edo era
 研究代表者
 東 幸代（AZUMA SACHIYO）
 滋賀県立大学・人間文化学部・准教授
 研究者番号：10315921

研究成果の概要：本研究は、近世期の琵琶湖における民衆の生業のうち、主たる生業であった舟運・鳥猟・漁業・藻取り・葎取りに着目し、舟運からみた湖面（A）、鳥猟からみた湖面上空（B）、および漁業・藻取り・葎取りからみた湖面（C）の利用実態、およびその編成秩序について、3年間にわたって検討したものである。研究の結果、湖面（A）～（C）のそれぞれには、民衆による利用実態、幕藩領主による編成の両面において、異なる秩序が存在し、琵琶湖が諸権利の重層的な空間であることが明らかになった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,800,000	0	1,800,000
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	210,000	3,410,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本近世、内水面、編成秩序

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本近世における内水面利用の実態、およびその編成秩序の史的特質解明を目的とするものであり、具体的な分析対象地として、琵琶湖を設定している。研究代表者はこれまで、水や山などの自然環境をめぐる日本近世の民衆と幕藩領主権力との関係の史的展開過程を明らかにしてきた。特に中心対象としてきたのは水面であるが、こうした水面に生業の場を求めた民衆にかかわる古文書を調査する中で、中世以来、もしくは近世初頭からの特権を有したとされる人々（多くは集団として）が存在すること

を示す史料を数多く目にしてきた。従来の研究では、それら特権集団の権利は、明確な理由もなく年数を経るうちに後退するものと考えられてきた。例えば、研究代表者がこれまで主たる分析対象としてきた特権的漁師の場合も、新興漁師の新規操業の動向に押されることによってその権利を後退させていくといわれていた。しかし、研究代表者が明らかにしたように、それらは単なる権利後退ではなく、むしろ近世領主による積極的な秩序再編の動きに基づくものであった。

本研究で対象とする琵琶湖においても、近世

の諸権利の史的展開の問題は、中世以来の特権集団であった堅田浦の権利後退過程として描かれていた。これら先行研究には、近世的秩序再編という視角は弱いといわざるをえず、再検討の余地が残されていた。

2. 研究の目的

上記のような研究状況に対して、本研究では、琵琶湖における民衆の生業のうち、主たる生業であった舟運・鳥猟・漁業・藻取り（肥料の確保のため）・葎取りに注目し、舟運からみた湖面（A）の利用、鳥猟からみた湖面上空（B）の利用、及び漁業・藻取り・葎取りからみた湖面（C）の利用の3種の生業の実態と編成秩序について3年間にわたって検討する。特に、幕藩領主層による近世的秩序の再編成過程を重点的に解明し、従来の研究では追求しえなかった内水面利用・編成秩序の近世的特質を明らかにする。

近世における琵琶湖の湖面利用・秩序編成に着目した研究は、舟運、鳥猟、漁業、藻取り等のそれぞれの問題に即して検討されてきたが、このうち、琵琶湖全体に及ぶ見取り図をいち早く示したのが、喜多村俊夫氏による1940年代の舟運研究である。喜多村氏は、近世の琵琶湖舟運が、堅田浦や大津を中心とする湖南の3ヶ浦、湖北の4ヶ浦、彦根藩領の湖東3ヶ浦という3つの勢力の拮抗によって秩序づけられているという枠組みを示した。しかし、その後、この論点は深められることなく、研究者の関心は、一向一揆研究の拠点としての堅田浦と、中世琵琶湖水運における堅田浦の特権へと移っていった。特に、中世史家の網野善彦氏の業績は近世史研究者にも影響を与え、中世以来の堅田浦の特権が、近世にどのような変容過程をたどるかという観点からの研究が進展した。堅田浦の特権は様々な権利に及んでいたため、舟運、鳥猟、漁業、藻取り等、湖面利用権の全てが、堅田浦の特権後退の問題として理解できなかにみえた。しかし、実際には、権利後退の具体的な過程は解明されておらず、再検討の余地が残されていた。

近年、舟運に関しては、湖南3ヶ浦の特権を再検討する成果が現われてきた。また、研究代表者も、幕藩領主層の動向、特に、彦根藩の動向に注目して舟運秩序等の再編成過程について検討するなどしてきた。現在までのところ、これらの成果により、湖南3ヶ浦と湖東3ヶ浦の対抗の結果による秩序編成については明らかになったといえる。ところが、現存史料の不十分さにより、湖北4ヶ浦に言及する研究はほとんど存在せず、琵琶湖全体の秩序解明は依然として不十分なままであった。

研究代表者は、かつて彦根藩領であった湖北のX浦において、重要な史料群を発見した。そ

こには、湖南3ヶ浦や湖北4ヶ浦の船の出入状況が克明に示される帳面のほか、彦根藩領であるこの浦の船が「堅田証文」という証文を所持し、琵琶湖の諸浦がこの証文によって何らかの編成作用をうけていることを示す史料が含まれていた。これらの史料は、これまで、琵琶湖周辺では一切存在が確認されていなかった新種の史料である。この史料群によって、彦根藩による舟運秩序の再編成の中に、湖北4ヶ浦がどのように取り込まれていたのかという点や、堅田浦の特権が、近世段階でどのようなものとして残るのかといった点が明らかになると思われる。また、研究代表者の近年の鳥猟の研究により、湖面上空の秩序は彦根藩によって部分的に再編成されたことが解明されているが、こうした上空支配にも新たな史料が付加されることとなる。研究代表者は、このほか、湖西・湖南・湖東においてもいくつかの重要な史料を確認しており、こうした史料群から、舟運、鳥猟、漁業、藻取り等について、総合的に検討することが可能であると考えた。

3. 研究の方法

本研究は、日本近世における内水面利用の実態、およびその編成秩序の史的特質の解明をめざすものであり、琵琶湖における民衆の生業のうち、主たる生業であった舟運・鳥猟・漁業・藻取り・葎取りに注目し、舟運からみた湖面（A）の利用、鳥猟からみた湖面上空（B）の利用、及び漁業・藻取り・葎取りからみた湖面（C）の利用の3種の生業の実態について、3年間にわたって検討した。

3年間の研究対象は、それぞれ次のように設定した。

- ・2006年度—舟運からみた湖面（A）の利用
- ・2007年度—鳥猟からみた湖面上空（B）の利用
- ・2008年度—漁業・藻取り・葎取りからみた湖面（C）の利用

従来の研究では解明が不十分であった本研究の課題の達成は、(A)・(B)・(C)という空間の重層構造に着目するという視角の導入とともに、これまで琵琶湖周辺では存在が確認されていなかった重要な史料群の発見によるところが大きい。従って、研究の進め方として、まず史料整理を行い、史料目録を作成のうえデータ・ベース化し、それらを基礎に分析を行うという方法を予定している。調査対象として、(A)・(B)・(C)全ての関係史料を大量に含んでいる湖北X浦の史料調査を初年度に優先的に行い、2年目以降はそれ以外の史料群の調査を行った。

本研究の第一の特色は、空間認識の方法にある。従来の研究では、琵琶湖をめぐる諸権利が展開する湖面は、平板な二次元空間として認識されてきた。確かに、現実として、舟運、鳥猟、

漁業、藻取り・葭取りに従事する民衆のいずれもが、同一の湖面を利用していた。しかし、研究代表者は、研究者側のこうした空間認識が、研究の進展を妨げてきたと考えた。本研究では、検討対象とする諸種の生業が、上記のように

(A)～(C)の3つの重層的空間にそれぞれ展開したものとして設定している。湖面(C)は、原則として土地の地先利用から発生する利用権が展開する場である。また、湖面上空(B)の利用権が、彦根藩の軍事的動向に影響を受けたことは、既に研究代表者によって検討されている。一方、湖面(A)は、同一の湖面ではあるものの湖面(C)とは異なり、土地の利用権とは関係のない舟運独自の利用権が発生していたのではないかと想定される。すなわち、湖面(C)は土地利用の論理、湖面上空(B)は軍事の論理、湖面(A)は舟運独自の利用の論理が存在したと考えるのである。

第二の特色は、諸秩序の再編成に際しての幕藩領主層の動向を強く意識している点である。従来の研究では、堅田浦に対する幕藩領主層の保護が消滅し、それを契機に堅田浦以外の民衆が既成事実を積み重ねることによって堅田の特権が後退したとされる。しかし、本研究では、研究代表者がこれまでの研究で明らかにしてきた幕藩領主層の動向を重要な要因と考えており、分析はこうした領主層の動きをとらえることに主眼をおいた。

第一、第二の特色を活かした分析は、近世における内水面に展開する諸権利のあり方そのものを明確に理解できる契機となる。現在までのところ、日本国内の他の内水面ではこうした研究はみられず、また、多様な生業が展開する琵琶湖以外では、恐らくは困難であろう。近世特有の空間編成秩序を解明することができるとともに、現代における我々の空間認識、すなわち、陸・海・空の3つの空間認識の発生についても、多くの示唆を与えうる成果が得られるであろう。

4. 研究成果

本研究では、琵琶湖をフィールドとし、日本近世における内水面利用の実態、およびその特質解明を目差した。

初年度の2006年度は、舟運からみた湖面の利用に関する検討を行った。まず、湖北X浦のX家文書の調査を行い、目録・写真帳を作成し、分析を行った。その主たる成果として、次の3点が得られた。①X浦は、彦根藩と江戸幕府(時期によっては他藩)との相給村であり、船の支配(船改め等)に関しては、彦根藩船奉行と幕府船奉行との両方の関与がみられる。しかし、管轄される船とその船持ちはいずれかの所属に明瞭に分かれており、貨物輸送用の丸子船2、3艘以外の丸子船や小舟類は、すべて彦根藩船奉行の管轄下におかれている。②ところが、丸

子船による実際の貨物輸送に際しては、領主の違いにかかわらず、堅田浦を頂点とする船持ち仲間の秩序が存在した。船持ち達は「堅田証文」と称される証文をもち、湖上輸送権がこの証文に裏付けられていると認識していた。X家は彦根藩管轄の船持ちであるが、「堅田証文」を有している。③琵琶湖南部の史料を検討した先行研究では、琵琶湖の主要浦には、「帳屋」という役職が設置され、廻船の順番を記録した「艫折帳」が作成されていたことが指摘されているが、「艫折帳」の現物はこれまで発見されていなかった。今回の調査によって、X家に、「艫折帳」の現物が存在すること、およびX家が「帳屋」を務めていたことが判明した。また、この帳面の内容からは、先行研究で特定の浦の特権と指摘されてきた「艫折廻船」が、必ずしもそうではないことが明らかになった。

2年目の2007年度は、琵琶湖上の鳥猟秩序に関する史料調査と分析を実施した。研究代表者は、既に、琵琶湖東・南・西地域を対象とする研究を行っているため、本年度は未検討の湖北地域を主たる対象とした。当初予定していた湖北T浦の史料は、諸般の事情で当該年度中の調査を控えたが、かわって、湖西Y区有文書を調査する機会を得て、分析を行った。Y村は湖西にありながら、湖北地域の湖上で鳥猟を行っていたとされる村である。

分析の結果、他地域と同様に、湖北地域においても、鳥猟を行う権利を有する村々は近世初頭から限定されており、かつ、その猟場は自村地先にとどまるものではないことが明らかになった。湖北地域の大部分はY村の猟場となっていたが、湖北東岸の彦根藩領の村々の地先では、彦根藩領村であるZ村が広域的に猟を行っていた。また、従事するいずれの村も鳥猟運上を領主へ、あるいは請所代をその地先領主へ上納しており、その上納の事実をもって他村の鳥猟参入排除の論理としていた。ただし、彦根藩領を除く湖北地域の鳥猟関係の運上は、他地域と異なり、近世中期に江戸幕府の命で一旦廃止されており、運上は、特定の湖水面を利用する対価というよりもむしろ、礼銭的な意味合いが強い。この体制は幕末まで維持されるが、湖北地域でも、他地域と同様に近世後期に彦根藩の鳥札奉行の巡郷を受け入れており、これまでの研究成果と合わせると、彦根藩による鳥猟の「指揮権」は、琵琶湖全域に及んだと結論づけられる。

最終年度である2008年度には、漁業・藻取り・葭取りからみた湖面の利用について検討するため、琵琶湖岸の村落史料を中心に調査を行った。特に重点をおいたのは、先行研究がほとんど存在しない藻関係の史料調査である。

調査の結果、藻関係史料は一定度存在しているが、その大部分が明治初年のものであることが判明した。かわって多数採取されたのが、湖岸の葭地利用にかかる興味深い近世史料群であった。従って、分析の中心を葭地利用とした。

近世の琵琶湖では、漁業・藻取り・葭取りは、いずれも原則として自村の地先を利用することとなっていた。また、これらに賦課される小物成は、個別領主ではなく、江戸幕府に上納されていた。近世中期から後期にかけて、幕府は財政難から全国的に新田開発を試みるが、近江国では湖岸がその対象となり、個別領主や上記生業に従事する村々の反対にもかかわらず上知された。このように、琵琶湖の湖岸ラインは、江戸幕府によって進退が自由な場であった。ただし、実際の利用に関しては、各村に任されていたのが実状である。なかでも、今回新たに判明した葭地利用の多様性が注目される。葭地は、慣行として個人所持の場合もあるが、多くが村の総有である。また、村によっては、田畑所持面での極端な階層分解にもかかわらず、葭地を籤で平等に割替える制度を採用するなど、村落構成員の生活保障システムとして機能させている場合があることが明らかとなった。

3年間の研究から、湖面（C）は、原則として土地の地先利用から発生する利用権が展開する場であること、また、湖面上空（B）の利用権が彦根藩の軍事的動向に影響を受けたこと、一方、湖面（A）は、同一の湖面ではあるものの、湖面（C）とは異なり、土地の利用権とは関係のない舟運独自の利用権が存在することが確認された。すなわち、近世の琵琶湖には、湖面（C）の土地の論理、湖面上空（B）の軍事の論理、湖面（A）の舟運独自の論理という3つの論理が重層的に存在していたことが検証された。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

（1）東幸代「近世における琵琶湖舟運の構造」
『市場史研究』、査読無、29 巻、2010 年刊行
予定、ページ数未定）

〔学会発表〕（計 1 件）

（1）東幸代「近世中後期の琵琶湖舟運—商人荷輸送と領主の船支配との関係を中心に—」（市場史研究会大会、2008 年 6 月 7 日、於アーブしが）

〔図書〕（計 2 件）

（1）東幸代（共著）、高島市、『「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」保存活用事業報告書』、2008 年、40～52 ページ

（2）東幸代（共著）、高島市、『「高島市新旭地

域のヨシ群落および針江大川流域の水辺景観」保存活用事業報告書(仮題)』、2010 年刊行予定、ページ数未定

6. 研究組織

(1) 研究代表者

東 幸代 (AZUMA SACHIYO)
滋賀県立大学・人間文化学部・准教授
研究者番号：10315921

(2) 研究分担者

該当なし

(3) 連携研究者

該当なし